

大網白里市学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 大網白里市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定により、別に定める学校に協議会を設置する。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、次の各号に掲げる者の意向を踏まえるものとする。

(1) 対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）

(3) 対象学校の所在する地域の住民

(委員)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、10名以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 学識経験を有する者

(6) 関係機関の職員

(7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、対象学校の校長から法第47条の5第3項の規定による申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長の意見を聴取するものとする。

4 委員の任期は、第2項の規定により任命された日から、当該日の属する年

度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 任期が1年に満たない委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）で定める額を12で除した額に、任期の月数を乗じて得た額とする。この場合において、任期に1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とみなすものとする。

（守秘義務等）

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動及び宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

（委員の解任）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 委員が第4条の規定に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が発生したとき。

2 当該対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められたときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該対象学校の校長は、会長又は副会長となることはできない。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、次の各号に掲げる場合を除き、公開する。

- (1) 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情により、協議会が公開すべきでないとして認めた場合
- 2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、協議会の会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第9条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針等を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 対象学校の教育目標及び学校経営方針に関する事項
- (2) 対象学校の教育課程の編成に関する事項
- (3) 対象学校の組織編制に関する事項
- (4) その他対象学校の校長が必要と認める事項
- 2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された方針に従って学校運営を

行うものとする。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第10条 協議会は、対象学校の運営状況について、毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者及び地域の住民に対し、当該対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協議会の意見)

第11条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第12条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。

(1) 協議会の設置の趣旨を踏まえた学校運営の基本方針の実現に資する事項

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項

(研修)

第13条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい理解を得るため必要に応じて研修を行うものとする。

(指導及び助言)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会に対し適切な活動を行うことができるよう、必要な情報の提供に努めなければならない。

(協議会の適正な運営の確保のために必要な措置)

第15条 教育委員会は、前条第1項の規定による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、対象学校の運営に支障が生じ、又は生ずる

おそれがあると認められる場合

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。